

提出議案の概要

【公安委員会】

【議案名】

乙第 24 号議案 車両損傷事故に関する和解等について

【議案提出の理由】

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 事 故 名 沖縄県警察機動隊構内において県が管理する庁舎の鉄柵が落下したことによる車両損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和 7 年 11 月 19 日
- 3 事故発生場所 うるま市字大田 47 番地沖縄県警察機動隊構内
- 4 損害賠償額 43 万 9,236 円

【説明】

- 1 令和 7 年 11 月 19 日、うるま市字大田 47 番地沖縄県警察機動隊構内において、県が管理する庁舎の鉄柵が落下し、駐車中の車両 2 台を損傷させた。
- 2 県は、本件事故について過失があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、相手方に総額 43 万 9,236 円を支払うことを内容とする和解をする必要がある。
- 3 過失割合
県：相手方=10：0
- 4 写真

- (1) 被害車両 A (損害額 16 万 7,750 円)

運転席側ルーフ破損

助手席側ピラー破損



- (2) 被害車両 B (損害額 27 万 1,486 円)

運転席側フェンダー破損



提出議案の概要

【企業局】

【議案名】

乙第25号議案 損害賠償の額の決定について

【議案提出の理由】

水道事業の業務に関し法律上県の義務に属する損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項並びに地方公営企業法第40条第2項及び沖縄県公営企業の設置等に関する条例第8条の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 件 名 中系列導水管破損事故に伴う東系列導水路トンネル対策工事に係る契約解除により損害を与えた件
- 2 損害賠償額 4,661万9,285円

【説明】

1 事故の経緯・概要等

- (1) 令和7年11月24日に発生した中系列導水管破損事故に伴う大規模断水を回避するため、施工中であった東系列導水路トンネル内での工事を緊急に中断し、当該トンネル内への緊急通水による運用再開を図った。
- (2) 水運用上の制約から当面の間、工事再開は困難であると判断して工事の打ち切りを決定し、令和8年1月14日及び同年1月30日に契約書に基づく受注者との協議の上合意書を締結し、同日、工事請負契約を解除した。

2 損害賠償の額の決定について

契約解除に伴い受注者に及ぼした損害について、合意書に基づき県としてその損害を賠償する必要がある。



提出議案の概要

【企業局】

【議案名】

乙第26号議案 損害賠償の額の決定について

【議案提出の理由】

水道事業の業務に関し法律上県の義務に属する損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項並びに地方公営企業法第40条第2項及び沖縄県公営企業の設置等に関する条例第8条の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 件 名 中系列導水管破損事故に伴う東系列導水路トンネル対策工事に係る契約解除により損害を与えた件
- 2 損害賠償額 1,824万円
人件費に対する損害賠償

【説明】

1 事故の経緯・概要等

- (1) 令和7年11月24日に発生した中系列導水管破損事故に伴う大規模断水を回避するため、施工中であった東系列導水路トンネル内での工事を緊急に中断し、当該トンネル内への緊急通水による運用再開を図った。
- (2) 水運用上の制約から当面の間、工事再開は困難であると判断して工事の打ち切りを決定し、令和8年1月30日に契約書に基づく受注者との協議の上合意書を締結し、同日、工事請負契約を解除した。

2 損害賠償の額の決定について

- (1) 契約解除に伴い受注者に及ぼした損害について、合意書に基づき県としてその損害を賠償する必要がある。
- (2) 損害賠償の範囲のうち、金額が確定している人件費について先行して議案を上程する。



提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第 27 号議案 沖縄県人事委員会委員の選任について

【議案提出の理由】

人事委員会委員 1 人が令和 8 年 9 月 28 日に任期満了するので、その後任を選任するため、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を得る必要がある。

【議案の概要】

人事委員会委員は、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

【説明】

1 沖縄県人事委員会の役割

中立的かつ専門的な人事機関として、県職員の採用試験の実施や給与等の調査や勧告、職員の不利益処分についての審査請求に対する審査などを主たる任務とする。

2 沖縄県人事委員会委員について（現行）

氏名	発令期間	備考
池田 修（委員長）	R05.07.19～R09.07.18	
金城 稔（委員）	R04.09.29～R08.09.28	任期満了
平田 美紀（委員）	R06.08.01～R10.07.31	

3 委員の活動状況について（令和 7 年度）

- (1) 定例会・・・・・・・・・・ 29回
- (2) 臨時会・・・・・・・・・・ 0回
- (3) 口頭審理・・・・・・・・・・ 1回
- (4) 人事委員会報告・勧告・・・・ 1回
- (5) 出張（会議・式典等）・・・・ 3回
- (6) 県議会出席・・・・・・・・・・ 4回

※ (6)については、委員 3 名のうち 1 名が対応。

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第 28 号議案 沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について

【議案提出の理由】

収用委員会委員 2 人が令和 8 年 7 月 28 日に任期満了するほか、予備委員 1 人が令和 8 年 7 月 28 日に辞職するので、その後任を任命するため、土地収用法第 52 条第 3 項の規定により議会の同意を得る必要がある。

【議案の概要】

収用委員会委員は、法律、経済又は行政に関してすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、議会の同意を得て、知事が任命する。

【説明】

1 沖縄県収用委員会の役割

収用委員会は、起業者（公共事業の施行者）の裁決申請に対して、収用又は使用の裁決を行うことを主たる任務とする行政機関である。

起業者から裁決申請があった場合、審理や調査、鑑定等の手続を経て、収用又は使用する土地の範囲、補償金の額等について裁決する。

2 沖縄県収用委員会委員について（現行）

氏名	発令期間	備考
高良 祐之（会長）	R05.07.29 ～ R08.07.28	任期満了
西端 裕子（会長代理）	R07.07.25 ～ R10.07.24	
高橋 大地（会長代理）	R07.07.25 ～ R10.07.24	
仲里 豪	R05.07.29 ～ R08.07.28	任期満了
大城 直哉	R06.08.01 ～ R09.07.31	
平敷 卓	R06.10.27 ～ R09.10.26	
大城 真也	R07.10.10 ～ R09.07.31	
竹内 優志（予備委員）	R06.08.01 ～ R09.07.31	
橋本 典子（予備委員）	R07.12.23 ～ R10.12.22	辞職予定

3 委員の活動状況について（令和 7 年度）

- (1) 定例会・・・・・・・・ 12回
- (2) 臨時会・・・・・・・・ 0回
- (3) 公開審理・・・・・・・・ 4回

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第 29 号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について

【議案提出の理由】

公安委員会委員 1 人が令和 8 年 7 月 28 日に任期満了するので、その後任を任命するため、警察法第 39 条第 1 項の規定により議会の同意を得る必要がある。

【議案の概要】

公安委員会委員は、警察法第 39 条第 1 項の規定により、当該都道府県の議会の議員の被選挙権を有する者で、任命前 5 年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のない者のうちから、都道府県知事が都道府県の議会の同意を得て任命する。

【説明】

1 沖縄県公安委員会の役割

公安委員会は、警察の民主的運営と政治的中立性を確保するため、委員 3 人により構成されており、警察を管理し、また、法律の規定に基づきその権限に属せられた事務をつかさどる。

公安委員会の事務は警察の管理のほか、法令の規定に基づいて、自動車運転免許や風俗営業に関する行政処分、銃砲刀剣類所持等の許可やその取消し、交通規制、ストーカーに対する禁止命令等がある。

2 沖縄県公安委員会委員について（現行）

氏名	発令期間	備考
當間 秀史	R07.07.25 ～ R10.07.24	
阿波連 光	R05.07.29 ～ R08.07.28	任期満了
嘉手苺 英子（委員長）	R06.08.01 ～ R09.07.31	

3 委員の活動状況について（令和 7 年度）

- (1) 定例会・・・・・・・・ 35回
- (2) 県議会出席・・・・ 4回
- (3) 式典参加・・・・ 13回
- (4) 県外出張・・・・ 3回
- (5) その他（視察等）・ 21回

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第 30 号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について

【議案提出の理由】

教育委員会委員 1 人が令和 8 年 7 月 14 日に任期満了するので、その後任を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を得る必要がある。

【議案の概要】

教育委員会委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

【説明】

1 沖縄県教育委員会の役割

県や市町村には、知事や市町村長から独立した行政委員会として教育委員会が設置されており、教育についての基本方針等の重要事項は、この教育委員会における会議によって決定される。

2 沖縄県教育委員会委員について（現行）

氏名	発令期間	備考
半嶺 満（教育長）	R07.04.01～R10.03.31	
大城 進（委員）	R04.07.15～R08.07.14	任期満了
上里 佐代（委員）	R08.01.01～R11.12.31	
小濱 守安（委員）	R07.01.01～R10.12.31	
宮城 光秀（委員）	R05.04.05～R09.04.04	
辻上 弘子（委員）	R06.01.01～R09.12.31	

3 委員の活動状況について（令和 7 年度）

- (1) 定例会・・・・・・・・・・ 12回
- (2) 臨時会・・・・・・・・・・ 3回
- (3) 総合教育会議・・・・・・・・ 1回
- (4) その他・・・・・・・・・・ 72回
（式典、外部会議、学校等視察 等）

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第 31 号議案 専決処分の承認について（沖縄県税条例の一部を改正する条例）

【議案提出の理由】

地方税法の一部が改正され、原則として令和 8 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、沖縄県税条例の一部を改正し、同日から施行する必要がある。沖縄県税条例の一部改正について令和 8 年 3 月 31 日に地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したことから、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める必要がある。

【議案の概要】

- 1 自動車税の環境性能割を廃止し、現行の種別割を自動車税とする。
- 2 不動産取得税の免税点を引き上げる。
- 3 個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除に関し、計算上用いる所得税の課税総所得金額等について、前年分の所得税に係る基礎控除の額から48万円を控除して得た額を加算する。
- 4 不動産取得税の課税標準の特例措置を延長する。
- 5 軽油引取税の税率の特例措置を廃止する。
- 6 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定める。

【説明】

改正内容	該当条文	内容
自動車税の環境性能割を廃止し、現行の種別割を自動車税とする	第 4 条、第 6 条、第 9 条、第 138 条～第 146 条の 2、附則第 17 条の 2～附則第 19 条の 3	自動車税の環境性能割を廃止し、現行の種別割を自動車税とするほか、所要の規定の整備を行う。
不動産取得税の免税点を引き上げる。	第 64 条	不動産取得税の免税点について、土地の取得にあっては16万円（現行：10万円）に、家屋の取得のうち、建築に係るものにあつては66万円（現行：23万円）、その他のものにあつては34万円（現行：12万円）に引き上げる。
個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除について、前年分の所得税に係る基礎控除の額から48万円を控除して得た額を加算する。	附則第 5 条～附則第 5 条の 2	個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除について、居住年が平成28年から令和 7 年までの各年である場合に係る控除限度額の計算上用いる所得税の課税総所得金額等について、前年分の所得税に係る基礎控除の額から48万円を控除して得た額を加算する等所要の措置を講ずる。
不動産取得税の課税標準の特例措置を延長する。	附則第 12 条の 2	不動産取得税の都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置について、適用期限を令和11年 3 月31日まで延長する。
軽油引取税の税率の特例措置を廃止する。	附則第 17 条～附則第 17 条の 3	軽油引取税の税率の特例措置を廃止するほか、所要の規定の整備を行う。

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第 32 号議案 専決処分の承認について(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例)

【議案提出の理由】

地方税法の一部が改正され、原則として令和 8 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正し、同日から施行する必要がある、アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例の一部改正について令和 8 年 3 月 31 日に地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したことから、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める必要がある。

【議案の概要】

- 1 この条例の題名を改正するとともに、自動車税の種別割を自動車税とし、規定を整備する。
- 2 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定める。

【説明】

令和 8 年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について(令和 8 年 1 月 21 日事務連絡)

第一 令和 8 年度地方税制改正

(5) 車体課税

ウ 種別割の名称変更について

環境性能割の廃止に伴い、現行の自動車税種別割を自動車税とし、現行の軽自動車税種別割を軽自動車税とするなど、所要の措置を講ずることとしていること。

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第 33 号議案 専決処分の承認について（沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）

【議案提出の理由】

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部が改正され、令和 8 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、適用期限を延長する必要がある、沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について令和 8 年 3 月 31 日に地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したことから、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める必要がある。

【議案の概要】

- 1 地域再生法の規定による認定を受けた地域再生計画に記載されている地方活力向上地域における事業税等に係る課税免除の適用について、その期限を令和 10 年 3 月 31 日まで延長する。
- 2 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

【説明】

対象区域・地域	改正内容	根拠法令
地方活力向上地域	2 年間延長 (令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 10 年 3 月 31 日)	地域再生法

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第 34 号議案 専決処分の承認について（控訴の提起について）

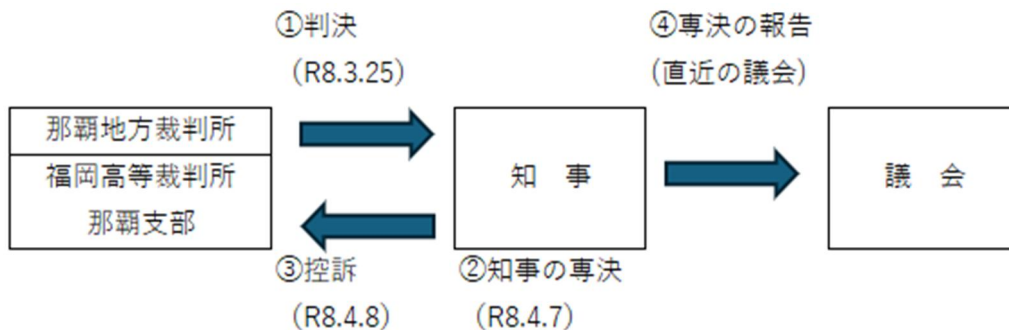
【議案提出の理由】

那覇地方裁判所令和 6 年（ワ）第 456 号所有権移転登記手続請求事件について、令和 8 年 3 月 25 日に判決の言渡し及び判決書の送達があり、この判決を不服として控訴を提起する必要を生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

【議案の概要】

- 1 本事件は、沖縄県が所有する土地について、原告が時効により当該土地の所有権を取得したとして、県に対して所有権移転登記手続をするよう求めたものである。
- 2 令和 8 年 3 月 25 日当該土地 3 筆のうち 2 筆について時効取得を原因とする所有権移転登記手続をするよう県に命ずる県敗訴の判決が言い渡された。
- 3 県は、原告の所有の意思をもって占有を認めた等の判決を不服として控訴を提起するために、専決処分を行った。

【説明】



○民法（所有権の取得時効）

第六十二条 二十年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。

- 2 十年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その占有の開始の時に、善意であり、かつ、過失がなかったときは、その所有権を取得する。

○民事訴訟法（控訴期間）

第二百八十五条 控訴は、判決書又は第二百五十四条第二項の調書の送達を受けた日から二週間の不変期間内に提起しなければならない。ただし、その期間前に提訴した控訴の効力を妨げない。

令和8年度 一般会計補正予算（第1号）（案） 説明資料

1	一般会計補正予算（第1号）（案）の概要	2頁
2	歳入歳出総括	3頁
3	歳入歳出財源内訳	4頁
4	部局別総括	5頁
5	補正予算事業	6頁
6	債務負担行為補正	11頁

令和8年6月
総務部財政課

一般会計補正予算(第1号)(案)の概要

1 補正予算の考え方

原油価格高騰の影響を受ける生活者や事業者に対する支援策又はその他緊急に対応を要する事業について、新たに予算措置が必要な経費等を計上する。

2 補正予算(案)の概要

(単位:千円)

区 分	補 正 額	備 考
【一般会計(第1号)】	15,878,866	
1 国の令和7年度補正予算成立に伴い追加措置された事業	927,149	
2 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	14,571,716	
3 その他	380,001	

歳入歳出総括

(単位：千円)

(1) 歳入

既決予算額 946,780,000

今回補正額 15,878,866

(内 訳)

国庫支出金	2,825,091
繰入金	1,098,989
諸収入	11,940,986
県債	13,800

改予算額 962,658,866

(2) 歳出

既決予算額 946,780,000

今回補正額 15,878,866

(内 訳)

投資的経費	281,723
災害復旧事業費	281,723
補助事業費	281,723
その他の経費	15,597,143
物件費	31,837
補助費等	3,624,320
貸付金	11,940,986

改予算額 962,658,866

歳入歳出財源内訳

(単位：千円)

区 分	補正額	財 源 内 訳			
		国庫支出金	県 債	その他の 特定財源	一般財源
(歳 入)					
国 庫 支 出 金	2,825,091	2,825,091			
繰 入 金	1,098,989				1,098,989
諸 収 入	11,940,986				11,940,986
県 債	13,800		13,800		
歳 入 合 計	15,878,866	2,825,091	13,800		13,039,975
(歳 出)					
投 資 的 経 費	281,723	242,215	13,800		25,708
災害復旧事業費	281,723	242,215	13,800		25,708
補助事業費	281,723	242,215	13,800		25,708
そ の 他 の 経 費	15,597,143	2,582,876			13,014,267
物 件 費	31,837	24,300			7,537
補 助 費 等	3,624,320	2,558,576			1,065,744
貸 付 金	11,940,986				11,940,986
歳 出 合 計	15,878,866	2,825,091	13,800		13,039,975

【参考】令和8年度末 財政調整基金残高 見込額

(単位：千円)

\	6月補正前 見込額 a	補正による取崩・積立		6月補正後 見込額 d(a-b+c)
		取崩 b	積立 c	
財政調整基金	17,207,463	1,098,989	0	16,108,474

部 局 別 総 括

【一般会計】

(単位:千円)

部 局 名	既決予算額	補正額	左 の 財 源 内 訳			
			国 庫	県 債	特 財	一 財
企 画 部	40,056,452	13,047	9,133			3,914
保 健 医 療 介 護 部	112,581,490	903,174	713,335			189,839
農 林 水 産 部	59,148,756	305,751	259,035	13,800		32,916
商 工 労 働 部	80,903,112	14,534,641	1,815,558			12,719,083
文 化 観 光 ス ポ ー ツ 部	12,222,287	6,894	6,894			
教 育 委 員 会	203,327,930	23,975	21,136			2,839
公 安 委 員 会	42,248,364	91,384				91,384
合 計	946,780,000	15,878,866	2,825,091	13,800		13,039,975

※一般会計補正予算(第1号)の計上がある部局のみ掲載

一般会計6月補正予算（第1号）事業

1 国の令和7年度補正予算成立に伴い追加措置された事業

(単位：千円)

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
1	周産期医療体制整備対策事業	46,921	<p>総合的な周産期医療体制の整備に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 54,748千円 → 補正後 101,669千円</p> <p>【内訳】 補助金 46,921千円</p> <p>【内容】 医療提供体制を維持するため、分娩取扱数の減少等により経営が厳しい医療機関の体制確保に要する経費及び産科医療機関の施設整備・設備購入に係る経費に対する補助を行うための補正</p> <p>【事業対象等】 ・分娩数が減少している分娩取扱施設 ・当面集約化が困難な地域に所在する分娩取扱施設 ・分娩を取り扱わない産科医療機関</p>	保健医療介護部 (医療政策課)
2	小児救急医療対策事業	59,227	<p>小児救急医療の対策に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 62,022千円 → 補正後 121,249千円</p> <p>【内訳】 補助金 59,227千円</p> <p>【内容】 医療提供体制を維持するため、小児入院患者数の減少等により経営が厳しい小児医療の拠点となる病院の体制確保に要する経費に対する補助を行うための補正</p> <p>【事業対象等】 小児地域医療センター、小児中核病院</p>	保健医療介護部 (医療政策課)
3	医療分野における業務効率化・職場環境改善支援事業	436,257	<p>業務効率化・職場環境改善に資する取組を行う医療機関への支援に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 0千円 → 補正後 436,257千円</p> <p>【内訳】 補助金 436,257千円</p> <p>【内容】 医療分野の生産性向上を図るとともに、医療人材の確保・定着に繋げるため、業務効率化・職場環境改善に取り組む医療機関のICT機器等の導入に対する補助を行うための補正</p> <p>【事業対象等】 業務効率化計画の策定等の要件を満たした病院</p>	保健医療介護部 (医療政策課)

1 国の令和7年度補正予算成立に伴い追加措置された事業

(単位：千円)

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
4	北部基幹病院整備推進事業	139,369	<p>公立沖縄北部医療センターの整備推進に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 6,683,406千円 → 補正後 6,822,775千円</p> <p>【内訳】 補助金 139,369千円</p> <p>【内容】 現下の物価高騰を含む経済状況の変化を踏まえ、建築資材の価格高騰分に対する補助を行うための補正</p> <p>【事業対象等】 公立沖縄北部医療センター</p>	保健医療介護部 (医療政策課)
5	介護事業所・施設等に対するサービス継続支援事業	183,384	<p>介護事業所・施設等の食糧費、設備・備品の購入に係る支援に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 0千円 → 補正後 183,384千円 ※令和7年度2月補正483,699千円に対する追加措置</p> <p>【内訳】 補助金 183,384千円</p> <p>【内容】 物価高騰の影響にある中でもサービスを円滑に継続できるよう介護事業所・施設の食糧費や将来的に必要な設備・備品の購入等に対する補助を行うための補正</p> <p>【事業対象等】 介護サービス事業所、入所施設</p>	保健医療介護部 (医療政策課)
6	災害医療対策事業	38,016	<p>災害時の医療提供体制を確保するために要する経費</p> <p>【予算】 補正前 94,172千円 → 補正後 132,188千円</p> <p>【内訳】 補助金 38,016千円</p> <p>【内容】 災害時に避難所等で活動を行うために必要な歯科用器具・器材等の購入に対する補助を行うための補正</p> <p>【事業対象等】 一般社団法人沖縄県歯科医師会</p>	保健医療介護部 (高齢者介護課)
7	スポーツ振興事業費	23,975	<p>中学校における部活動指導員の配置及び部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 659,203千円 → 補正後 683,178千円</p> <p>【内訳】 補助金 23,975千円</p> <p>【内容】 部活動の適正化及び教員の負担軽減を図るため、部活動指導員の配置を促進するとともに、子供たちがスポーツに親しむことができる機会の確保・充実のため、部活動の地域展開・地域クラブ活動を推進する市町村を支援するための補正</p> <p>【事業対象等】 市町村</p>	教育委員会 (保健体育課)

一般会計6月補正予算（第1号）事業

2 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

（単位：千円）

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
1	離島航路燃料サーチャージ支援事業	13,047	<p>燃料費高騰に伴う離島燃料サーチャージ支援事業に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 0千円 → 補正後 13,047千円 ※令和7年度11月補正102,196千円に対する追加措置</p> <p>【内訳】 補助金 13,047千円</p> <p>【内容】 燃料費高騰に伴い導入された航路の燃料サーチャージに対する離島住民等の負担軽減支援について、今般のさらなる燃料費高騰による同サーチャージの増額に対応し、追加の支援を実施するための補正</p> <p>【事業対象等】 対象航路：10航路（竹富町管内） 補助期間：R8.1～R8.12 事業主体：市町村 補助率：2/3以内</p>	企画部 （交通支援課）
2	葉たばこ用燃油緊急支援事業	24,028	<p>葉たばこ生産農家の燃油費負担軽減に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 0千円 → 補正後 24,028千円</p> <p>【内訳】 補助金 24,028千円</p> <p>【内容】 葉たばこ生産農家などを対象に、葉たばこの乾燥施設で使用する燃油費の一部を補助するための補正</p> <p>【事業対象等】 対象農家数：126戸（沖縄県たばこ耕作組合を通して補助） 補助期間：R8.4～R8.12 補助率：1/2</p>	農林水産部 （糖業農産課）
3	電気・LPガス価格高騰対策事業	939,836	<p>LPガス受給契約者及び特別高圧受電契約者の負担軽減に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 0千円 → 補正後 939,836千円</p> <p>【内訳】 報償費 49,932千円、委託料 25,123千円、補助金 864,781千円</p> <p>【内容】 LPガス受給契約者及び特別高圧受電契約者に対し、3か月分（令和8年7月から同年9月まで）の料金を緊急的に支援するための補正</p> <p>○補助金（支援単価） （1）LPガス R8.7月～9月 300円/月 （2）特別高圧 R8.7月、9月 1.8円/kWh R8.8月 2.3円/kWh</p>	商工労働部 （産業政策課）

2 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

(単位：千円)

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
4	県単融資事業費	13,594,805	<p>県内中小企業者の資金繰り支援に係る経費</p> <p>【予算】 補正前 66,800,267千円 → 補正後 80,395,072千円</p> <p>【内訳】 補助金 1,653,819千円、貸付金 11,940,986千円</p> <p>【内容】 中東情勢の影響等を受けた中小企業者の資金繰り支援として、融資枠の拡大及び保証料補助を実施するため補正</p> <p>(1) 貸上げ支援資金（既存の融資枠を拡大） 最低賃金の引上げに伴い、貸上げを実施または予定している事業者であり、生産性向上や適切な価格転嫁に取り組む事業者</p> <p>(2) 中小企業セーフティネット資金（要件追加） ・最近3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加している事業者 ・最近1か月の売上原価率等が前年同月に比べ増加し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加する見込みの事業者</p>	商工労働部 (中小企業支援課)

一般会計6月補正予算（第1号）事業

3 その他

(単位：千円)

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
1	県営林道施設 災害復旧事業 費（補助事 業）	281,723	<p>台風や梅雨等により被災した県営林道施設の復旧に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 296,599千円 → 補正後 578,322千円</p> <p>【内訳】 工事請負費 281,723千円</p> <p>【内容】 令和6年6月梅雨、同年11月豪雨により被災した箇所について、工種及び現場の状況が変更したことで発生した計画変更等に伴う補正</p> <p>【事業対象等】 伊楚線、奥与那線、佐手与那線</p>	農 林 水 産 部 (森林管理課)
2	沖縄県幼児期 の運動習慣定 着促進事業	6,894	<p>幼児期からの運動習慣形成及び定着促進を図る取組に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 0千円 → 補正後 6,894千円</p> <p>【内訳】 報償費 180千円、旅費 70千円、消耗品費 90千円、 委託料 6,519千円、使用料及び賃借料 35千円</p> <p>【内容】 生涯に渡る運動習慣の形成に資するよう、幼児や保護者等を対象とした啓発や運動遊びの機会の充実など、幼児期からの運動習慣形成を促進するための補正</p> <p>【事業対象等】 ・啓発及び体験イベントの実施（未就学児と保護者対象） ・保育園での実証（モデル2園程度、講師派遣・保育士研修、 園内運動環境づくり支援、保護者向け講演など） ・効果検証及び成果報告</p>	文化観光スポーツ部 (スポーツ振興課)
3	監察費	91,384	<p>訴訟業務に関する経費</p> <p>【予算】 補正前 6,319千円 → 補正後 97,703千円</p> <p>【内訳】 賠償金 91,384千円</p> <p>【内容】 損害賠償請求（訴訟外）に対し、請求者らへ賠償金の支払いをするための補正</p>	公 安 委 員 会 (監 察 課)

債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
公 営 住 宅 建 設 費 (平 良 北 団 地 2 期)	令 和 9 年 度	千円 1,421,000

(変更)

事 項	期 間	限 度 額 (変 更 前)	限 度 額 (変 更 後)
県 融 資 制 度 損 失 補 償	令 和 8 年 度 从 前 令 和 2 7 年 度 未 だ	1,206,921	千円 2,800,893

原油価格高騰・物価高対策事業一覧（R7.11月補正以降）

総額：481.5億円（国庫223.2億円 一般財源等258.3億円）

①：R7.11月補（116.0億円） ②：R8.2月補（102.1億円）（当）：R8当初（108.6億円） ⑥：R8.6月補（154.8億円）

○電気ガス料金高騰に対する支援	20.1億円
・電気LPガス価格高騰対策事業①	5.7億円
・電気LPガス価格高騰対策事業（特別高圧分）②	5.0億円
・電気LPガス価格高騰対策事業⑥	9.4億円
○子育て世帯に対する支援	7.6億円
・沖縄県ひとり親家庭暮らし応援事業①	3.6億円
・沖縄県学校給食費無償化支援事業①	0.4億円
・私立学校給食費支援事業①	0.1億円
・私立学校等教育振興費①	0.1億円
・高等学校等奨学のための給付金事業①	0.6億円
・子育て若者世帯食支援活動等応援事業②	1.5億円
・特別支援学校寄宿舎支援事業②	0.1億円
・学校給食事業費②	0.6億円
・沖縄県学校給食費無償化支援事業②	0.6億円
○生活困窮者世帯に対する支援	1.5億円
・生活困窮者緊急支援事業①	0.5億円
・みらいチケット協力店普及促進事業①	0.2億円
・こどもの居場所物価高騰対策事業(当)	0.7億円
○省エネ家電等への買い替え支援	4.1億円
・省エネ家電購入支援事業①	4.1億円
○医療介護学校施設等に対する支援	112.9億円
(医療介護)	81.5億円
・県立病院繰出金（離島等医療確保緊急支援金）①	16.5億円
・医療分野における賃上げ物価上昇への支援事業①	6.2億円
・医療施設等物価高騰対策支援事業②	13.9億円
・介護サービス事業所等物価高騰対策支援事業②	6.5億円
・介護分野職員の賃上げ職場環境改善支援事業②	20.6億円
・その他国の総合経済対策に関する事業②	8.7億円
・周産期医療体制整備対策事業⑥	0.5億円
・小児医療施設支援事業⑥	0.6億円
・医療分野の業務効率化職場環境改善支援事業⑥	4.4億円
・北部基幹病院整備推進事業⑥	1.4億円
・介護事業所施設等へのサービス継続支援事業⑥	1.8億円
・災害医療対策事業⑥	0.4億円
(福祉)	27.7億円
・救護施設物価高騰対策支援事業①	0.1億円
・児童養護施設等物価高騰対策支援事業①	0.1億円
・障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援②	7.2億円
・保育所等光熱費負担軽減事業②	1.9億円
・障害福祉職員処遇改善緊急支援事業②	11.0億円
・児童養護施設等物価高騰対策支援事業(当)	0.1億円
・保育所等物価高騰対策支援事業(当)	7.5億円
(学校施設等)	3.7億円
・看護大学特定運営費交付金事業②	0.2億円
・公立大学法人県立芸術大学運営費交付金等事業②	0.5億円
・沖縄県公立高等学校教育改革推進事業②	0.6億円
・私立学校物価高対策支援事業(当)	0.3億円
・公立大学法人県立芸術大学運営費交付金等事業(当)	1.7億円
・看護大学特定運営費交付金事業(当)	0.5億円
○水道料金高騰に対する支援	8.3億円
・水道用水供用事業者支援事業(当)	8.3億円

○農林水産業に対する支援	49.4億円
(農業)	19.6億円
・農業構造転換支援事業②	17.3億円
・農地中間管理機構事業②	1.2億円
・低コスト化に向けた農業機械導入支援事業(当)	0.2億円
・生産資材価格高騰対策支援事業(当)	0.5億円
・農業用廃プラスチック適正処理支援事業(当)	0.1億円
・葉たばこ用燃油緊急支援事業⑥	0.2億円
(畜産業)	26.7億円
・沖縄県和牛子牛価格安定対策事業①	9.0億円
・畜産物処理施設燃料費高騰支援事業①	0.6億円
・配合飼料価格差補助緊急対策事業①	12.9億円
・養鶏生産基盤支援事業②	0.7億円
・優良繁殖雌牛導入支援事業(当)	1.5億円
・優良乳用牛導入支援事業(当)	0.8億円
・養豚生産性向上対策支援事業(当)	1.1億円
(漁業)	3.1億円
・漁業等における物価高騰対策利子補給事業①	0.2億円
・漁業用燃油緊急支援事業②	2.9億円
○公共交通物流観光業に対する支援	24.7億円
(観光業)	4.9億円
・貸切バス活用支援事業①	1.6億円
・観光事業者収益力向上サポート事業①	2.1億円
・観光2次交通利用促進事業(当)	0.6億円
・修学旅行時期平準化促進事業(当)	0.7億円
(離島)	12.0億円
・離島航路燃料サーチャージ支援事業①	1.0億円
・小規模離島等航空路線維持事業①	10.3億円
・小規模離島ガソリンスタンド等物価高騰対策支援事業②	0.6億円
・離島航路燃料サーチャージ支援事業⑥	0.1億円
(公共交通等)	7.8億円
・公共交通人材受入促進支援事業①	0.3億円
・地域循環バス等実証事業①	1.6億円
・自動運転交通サービス地域実装推進事業(当)	2.0億円
・バス路線補助事業費(当)	0.2億円
・交通事業者運転手等確保支援事業(当)	0.3億円
・沖縄県燃油激変緩和補助事業（航路）(当)	1.3億円
・交通困難者公共交通利用促進実証事業(当)	2.2億円
○中小企業等に対する支援	252.9億円
・県単融資事業費（賃上げ支援分）①	14.2億円
・沖縄県業務改善奨励金事業①	1.4億円
・賃上げ生産性向上緊急支援事業①	20.2億円
・適正な価格転嫁応援プロジェクト①	1.8億円
・国際物流拠点産業集積地域うるま地区対策事業①	0.7億円
・国際物流拠点産業集積地域那覇地区省エネ設備導入事業②	0.2億円
・航空機整備施設省エネ設備導入事業②	1.9億円
・賃上げ生産性向上緊急支援事業②	0.3億円
・適正な価格転嫁応援プロジェクト②	0.1億円
・指定管理施設賃上げ促進パッケージ②	0.8億円
・県単融資事業費(当)	74.7億円
・小規模事業経営支援事業(当)	0.6億円
・組織化指導事業(当)	0.1億円
・県単融資事業費⑥	136.0億円

※四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合がある

令和 8 年度
水道事業会計
補正予算（案）説明資料

【甲第 2 号議案】

- 1 令和 8 年度沖縄県水道事業会計補正予算（第 1 号）（案）の概要 … 1

令和 8 年 6 月
企 業 局

令和8年度沖縄県水道事業会計補正予算（第1号）（案）の概要

1 補正予算の考え方

中系列導水管破損事故に伴う東系列導水路トンネル対策工事に係る契約解除による損害を賠償するため、補正予算を編成する。

2 補正予算（案）の概要

(1) 収益的収支予算の補正

（単位：千円）

	既決予定額	補正予定額	補正後予定額
収益的収入A	36,043,046	0	36,043,046
収益的支出B	35,547,369	64,860	35,612,229
特別損失	31,364	64,860	96,224
収支差額C（A－B）	495,677	64,860	430,817

○損害賠償は、収益的支出の特別損失により支払われる。